

## 市立大洲病院 院内保育所運営委託業務運営経費見積書作成要領

運営経費について、一年間の費用見積額を以下の内容で見積もること。

### 1. 見積内容

#### (1) 運営委託費

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務に係る仕様書「2 保育内容」のとおり

### 2. 見積条件等

#### (1) 保育対象

市立大洲病院職員の乳児(生後 2 ヶ月から)及び幼児 (児童福祉法で定めた満 1 歳に満たない者から小学校就学の始期に達するまでの者)

#### (2) 保育時間及び保育対象児

一般保育： 8 時 30 分～18 時 30 分 【20 人…月間 20 日】

延長保育：18 時 30 分～20 時 00 分 【20 人…月間 20 日】

夜間保育：20 時 00 分～ 8 時 30 分 【 5 人…月間 4 日】

※20 名の内訳は、0 歳児：3 人、1 歳児：3 人、2 歳児：4 人、3 歳児：4 人、4 歳児：3 人、5 歳児：3 人とする。

※5 名の内訳は、0 歳児：1 人、1 歳児：1 人、2 歳児：1 人、3 歳児：1 人、4 歳児：1 人とする。

#### (3) その他

当院にて負担する費用等 (見積対象外)

- ・ 保育所運営上必要な備品、消耗品等
- ・ 保育所運営上必要な水光熱費
- ・ 施設、備品の修繕等の維持管理費用

※以上の見積条件をもとに、運営経費について、月間の費用見積額を算出方法とともに示すこと。また、保育士配置数を明記すること。

※預かり児童が 0 人の場合の運営経費についても記載すること。